

日本肢体不自由者卓球協会 賞罰規程

当規程は、日本肢体不自由者卓球協会（以下、「協会」という）に所属する役員及びスタッフ、国際大会派遣選手等に関する表彰、懲戒の種類を定め、公平で厳正な賞罰を行うことにより、規律の保持、モラルの向上、業務遂行の円滑化を目的とする。

なお、この規程は、協会に所属するすべての役員及びスタッフ、会員に適用する。

1 表彰

(1) 表彰の基準

ア 役員及びスタッフ

役員及びスタッフが、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、役員会で選考のうえ、会長の決定により、これを表彰する。

- (ア) 永年にわたり協会運営に従事し、協会の発展に貢献した者
- (イ) 社会的功績をあげ、協会の名誉となる行為があった者
- (ウ) その他特に表彰の必要があると認められた者

イ 協会所属選手

協会所属選手が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、役員会で選考のうえ、会長の決定により、これを表彰する。

- (ア) パラリンピック競技大会及び世界選手権等入賞者
- (イ) 永年にわたり協会主催大会に出場し、一定の記録を保持している者
- (ウ) 社会的功績をあげ、協会の名誉となる行為があった者
- (エ) その他特に表彰の必要があると認められた者

ウ その他

その他長年にわたり協会事業へ協力している関係団体等に対する表彰等、上記に該当しない場合であっても、必要に応じて役員会で協議のうえ、会長の決定により、表彰を行う。

(2) 表彰の種類

表彰は、次のとおりとする。

- ア 賞状
- イ 記念品
- ウ その他会長の決裁によるもの

(3) 表彰の実施

表彰は、その都度協会主催行事の実施時に行う。

2 罰則処分

(1) 罰則の基準

ア 役員及びスタッフ

役員及びスタッフの行為が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、役員会で協議のうえ、会長の決定により、処分する。

- (ア) 別に定める規程等に対し、著しい違反があったとき。
- (イ) 許可なく、協会の金品を持ち出し、または金品、労力を私用に供したとき。
- (ウ) 正当な理由がなく、協会の決定及び指示命令に従わないとき。
- (エ) 協会の施設、その他所有物を故意又は重大な過失により破損したとき。
- (オ) 私的な情報発信等により、著しく協会の名誉を棄損する行為をおこなったとき。
- (カ) 協会の業務に関して法令等に違反して不正な行為を行ったとき。
- (キ) 前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

イ 協会所属選手

協会所属選手の行為が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、役員会で協議のうえ、会長の決定により、処分する。

- (ア) 別に定める規定等に対し、著しい違反があったとき。
- (イ) 正当な理由がなく、協会の決定及び指示命令に従わないとき。
- (ウ) 協会の施設、その他所有物を故意又は重大な過失により破損したとき。
- (エ) 私的な情報発信等により、著しく協会の名誉を棄損する行為をおこなったとき。
- (オ) 選手としての行動に関して法令等に違反して不正な行為を行ったとき。
- (カ) 前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

(2) 罰則の種類及び程度

罰則の種類及び程度は、次のとおりとする。

ア 協会役員及びスタッフ

- (ア) 譴責 始末書を徴して将来を戒める。
- (イ) 活動停止 始末書を徴するほか、期間を定めて活動を停止する。
- (ウ) 論旨除名 論旨により辞退願を出させるが、これに応じないときは除名する。
- (エ) 懲戒除名 予告期間を設けず、除名する。

イ 協会所属選手

- (ア) 譴責 始末書を徴して将来を戒める。
- (イ) 活動停止 始末書を徴するほか、期間を定めて活動を停止する。
- (ウ) 論旨除名 論旨により辞退願を出させるが、これに応じないときは除名する。
- (エ) 懲戒除名 予告期間を設けず、除名する。

(3) 活動停止

次の各号のいずれかに該当した場合は、活動停止に処する。ただし、情状により、譴責処分に留めることがある。

- ア 正当な理由なく、協会の決定及び指示命令に従わないとき。
- イ 正当な理由なく、協会の名誉を棄損する可能性のある行為を行ったとき。
- ウ 業務分掌上の権限を超え、又はこれを濫用して専断的な行為があったとき。
- エ 秩序を乱す行為があったとき。
- オ 前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

(4) 諭旨除名及び懲戒除名

次の各号のいずれかに該当した場合は、諭旨除名又は懲戒除名に処する。ただし、情状により前項の処分にとどめることがある。

- ア 盗取、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき。
- イ 賭博、風紀紊乱等により規律を乱し、協会の名誉を著しく棄損したとき。
- ウ 役職等を利用する等により、交際の強要や性的な関係の強要が認められたとき。
- エ 取材等広報に使用するような重要な経歴を詐称したとき。
- オ 協会業務等に関する重大な秘密を他に漏らしたとき。
- カ 協会業務に関連し私利を計り、又は不当に金品等を収受するなどの行為があったとき。
- キ 業務に関して、法令等に違反して不正な行為を行ったとき。
- ク 公序良俗に反する迷惑行為を行ったとき。
- ケ 前項の各号に該当する行為を反覆し改しゅんの情が認められないとき。
- コ 前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき。

(5) 本人に準ずる罰則処分

他の役員及びスタッフ、選手の罰則処分に該当する行為について、幫助・共謀・教唆等を行ったことが明白なときは、本人に準じて処分する。

(6) 未遂

罰則処分に該当する行為について情状の重い場合は、行為が未遂に終わったときであっても、その責を免れることはできない。

(7) 損害賠償

罰則処分に該当する行為によって、協会に損害を与えたときの損害賠償又は不当利得返還の義務は、罰則処分によって免除されるものではない。

(8) 再審査請求

罰則処分の確定事項に対して、不服とする本人又は利害関係人は、十分な反証を有する場合に限り、本人への通知後15日以内に協会に対して再審査を請求することができる。

3 賞罰の審査

(1) 賞罰の審査及び執行

表彰及び罰則処分は、信賞必罰の精神に基づき、慎重公正を期して役員会が審議に当たり、会長がこれを執行する。

(2) 招集と審議

- ・ 表彰又は罰則処分の必要があると認める事実が発生した場合、会長の招集により役員会を実施する。
- ・ 表彰又は罰則処分に係る審議は、表彰及び罰則処分をすべき事実について、調査及び参考人陳述をもとに実施する。

(3) 意見の申述

- ・ 役員会は、必要に応じて関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。
- ・ 表彰又は罰則処分に関係のある当事者が希望し、かつ役員会の許可を得たときは、役員会に出席して意見を述べることができる。

(4) 賞罰に関する審議の実施方法

- ・ 役員会の開催までの間、罰則処分に該当すると思われる役員及びスタッフ、選手等に対して、会長の決定により、処分決定までの間の活動停止等を命令することができる。
- ・ 緊急に役員会を開催しなければならない場合であり、かつ審議に必要な情報が整っていると認められる場合に限り、役員の過半数の了承のもと、メール等電子的な方法による役員会の開催も可能とする。

(5) 実 施

会長は、役員会の審議に基づいて裁決、公示し、その表彰又は懲戒を実施する。

(6) 文書の保管及び情報の管理

賞罰及び罰則処分に関する文書または情報については、適正に管理し、情報漏えい等が行われないよう十分に留意するものとする。

附 則（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から適用する。